

平成26年第2回今帰仁村議会臨時会会議録

招 集 年 月 日	平成26年5月28日			
招 集 場 所	今帰仁村議会議場			
開 閉 会 日 時 及 び 宣 告	開 会	5月28日 午前10時00分		
	閉 会	5月28日 午前10時40分		
出席（応招）議員	議席番号	氏 名	議席番号	氏 名
	1	與 儀 常 次	8	與那嶺 好 和
	2	石 川 清 友	9	山 城 太
	3	内 間 利 三		
	4	久 田 浩 也	11	東恩納 寛 政
	5	與那嶺 篤 哉		
	6	座間味 薫		
	7	山 内 聰		
欠席（不応招）議員	10	玉 城 克 義		
会 議 録 署 名 議 員	3	内 間 利 三	5	與那嶺 篤 哉
職 務 の た め 議 場 に 出 席 し た も の	事 務 局 長	小那覇 安 啓	書 記	宇茂佐 和 代
	係 長	玉 城 民 枝		
地方自治法第121条に より説明のため議場に 出席した者の職氏名	村 長	與那嶺 幸 人	住 民 課 長	田 場 盛 史
	副 村 長	大 城 清 紀	福 祉 保 健 課 長	宮 里 晃
	総 務 課 長	小那覇 安 隆	総 務 課 主 幹	當 山 清 巳
	教 育 長	新 城 敦	会 計 管 理 者	與那嶺 敏 秋
	学 校 教 育 課 長	田 港 朝 津		
	社 会 教 育 課 長	上 間 恒 章		
	建 設 課 長	金 城 正 明		
	経 済 課 長	島 袋 輝 也		

## 平成26年第2回今帰仁村議会臨時会

議事日程第1号

平成26年5月28日（水曜日）

1. 開 会 午前10時
2. 付議事件及び順序

日 程 番 号	議 案 番 号	事 件 名	摘 要
1		会議録署名議員の指名	
2		会期の決定	
3	議案第19号	平成26年度今帰仁村国民健康保険特別会計第1回補正予算について	説明・質疑 討論・採決 説明・質疑 討論・採決 説明・質疑 討論・採決 報 告 報 告
4	承認第1号	専決処分の承認を求めることについて	
5	承認第2号	専決処分の承認を求めることについて	
6	報告第4号	専決処分の報告について	
7	報告第5号	平成26年度沖縄県町村土地開発公社事業計画の報告について	

○ 議長 久田浩也君 おはようございます。ただいまの出席議員は10名です。定足数に達しておりますので、直ちに平成26年第2回今帰仁村議会臨時会を開会いたします。本日の会議を開きます。

(開会時刻 午前10時00分)

日程第1. 「会議録署名議員の指名」を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定によって、3番 内間利三議員及び5番 與那嶺篤哉議員を指名いたします。

日程第2. 「会期の決定の件」を議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日間としたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 議長 久田浩也君 「異議なし」と認めます。

したがって会期は、本日1日間に決定いたしました。

日程第3. 「議案第19号 平成26年度今帰仁村国民健康保険特別会計第1回補正予算について」を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。副村長。

○ 副村長 大城清紀君

議案第19号

#### 平成26年度今帰仁村国民健康保険特別会計第1回補正予算について

上記議案について、別紙のとおり提案し議会の議決を求めます。

平成26年5月28日提出

今帰仁村長 與那嶺 幸 人

#### 平成26年度今帰仁村国民健康保険特別会計補正予算

平成26年度今帰仁村国民健康保険特別会計補正予算(第1回)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億1,738万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ20億2,785万1,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成26年5月28日

今帰仁村長 與那嶺 幸 人

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 国民健康保険税		242,537	317,380	559,917
	1 国民健康保険税	242,537	317,380	559,917
歳入合計		1,710,471	317,380	2,027,851

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
12 繰上充用金		1	317,380	317,381
	1 繰上充用金	1	317,380	317,381
歳出合計		1,710,471	317,380	2,027,851

次ページの歳入歳出の総括は省きまして、5ページの説明をいたします。1款国民健康保険税、1項国民健康保険税、1目一般被保険者国民健康保険税、補正前の額は2億2,737万1,000円、補正額が3億1,738万円、計5億4,475万1,000円で、補正額は医療給付費分現年課税分でございます。

6ページお願いします。歳出12款繰上充用金、1項繰上充用金、1目繰上充用金、補正額が3億1,738万円でございます。22節の補償、補填及び賠償金として3億1,738万円の繰上充用金でございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○ 議長 久田浩也君 休憩いたします。(休憩時刻 午前10時05分)

○ 議長 久田浩也君 再開いたします。(再開時刻 午前10時06分)

これから質疑を行います。質疑ありませんか。11番 東恩納寛政君。

○ 11番 東恩納寛政君 平成26年第2回臨時会、議案第19号 平成26年度今帰仁村国民健康保険特別会計第1回補正予算について、質疑を行いたいと思います。

先ほど、初仕事のご挨拶がありました課長にお伺いしたいと思いますが、いきなりでちょっと分かりにくいところがありますので、質疑をしたいと思います。

まず5ページと6ページ、今回は歳入と歳出が一括ということですので、一般被保険者国民健康保険税の補正が出ております。3億1,738万円、これは医療給付金現年課税分として同じ同額です。そして、次のページの歳出では繰上充用として同じく3億1,738万1,000円というふうに上程しておりますが、繰上充用は毎年5月にやる出納整理期間終了前に例年行うもので、今年度の国保財政のいわゆる不足分を充用するための議会だと心得ております。3年度ぐらいですね、確認したところ、この金額なんですが平成23年度、24年度は1億6,000万円前後で推移していました。去年から極端に上がりまして、当初予算を上回る

2億4,000万円、そして当平成26年度に至っては約1.3倍に当たる3億1,738万円という高額になっています。これは今の国保財政の現状を表している数字だというふうに捉えています、どういうことでこのように極端に上がってきたのか。23、24はほぼ横ばいです。25、26が右肩上がりと言いますか、極端に上がっている理由があるかと思しますので、参考にしたいと思います。その説明を求めます。

○ 議長 久田浩也君 休憩いたします。 (休憩時刻 午前10時13分)

○ 議長 久田浩也君 再開いたします。 (再開時刻 午前10時13分)

福祉保健課長。

○ 福祉保健課長 宮里 晃君 ただいまの質疑にお答えいたします。

繰上充用の増加についてのご質疑です。繰上充用につきましては、ご説明がありましたように翌年度の会計年度の計画に至って、歳入が不足する場合に翌年度の繰り入れを歳入を繰り上げて、これに充てることができるということで、毎年繰入額が増え続けて今回に至っては3億1,700万円余りの金額になっております。昨年まではこの繰入額の要因につきましては、収納率の低下による歳入不足、それと医療費の増大による歳出の増によって赤字が膨らんできた状況にあります。今年につきましては赤字の要因といたしまして、昨年度とは内容も変わりました、一般被保険者に係る医療費は減少しているものの、後期高齢者支援金また介護納付金の支出のほうが前年に比べて大きくなっております。これまで要因として取り組んできました医療費の増大におきましては、住民健診、保健指導、健康づくりの啓蒙などによって、幾分今年度の途中でありますけれども、医療費の抑制を図られているというふうに認識をしておりますが、後期高齢分への負担金、介護納付金が昨年に比べましても、かなりの額を上回っております。後期高齢者分につきましては、歳入の1億6,800万円余りの歳入に対して、支援金としては2億1,700万円余り、差し引きますと今年度単年度だけでも4,878万円余りが支出することになっております。あわせて介護分につきましても、保険料、国庫支出金等の歳入の合計が9,205万5,000円余りの歳入に対して介護納付金に関しましては、1億1,100万円余りの支出になっております。この二つの負担金を合計いたしますと6,844万8,000円余りの昨年に比べて支出が増えているというところでありまして、単年度に関しますと、25年度の決算におきますと歳入歳出の差し引きが6,409万8,005円という形になっておりまして、単年度の赤字に加えて、昨年度からの繰上充用分の2億5,000万円余りをプラスすると、今回の3億1,700万円という形になります。昨年度まで赤字の要因に対して、様々な施策を取ってきたにもかかわらず、今回はそれ以外の負担金という部分で大きく財政が逼迫している状況にあるということでありまして、

○ 議長 久田浩也君 休憩いたします。 (休憩時刻 午前10時13分)

○ 議長 久田浩也君 再開いたします。 (再開時刻 午前10時13分)

11番。

○ 11番 東恩納寛政君 再質疑を行います。

課長が説明ありましたとおり理解をしております。去年もある意味で一昨年よりも大きかったんですが、去年よりも更に7,000万円余りが増額している理由として、今説明があったいわゆる介護分と赤字分4,800万円、7,000万円というふうによく理解はしておりますが、ただこれからこれをどのようにしていわゆる23年以前のほうに戻すかというのも課題だと思うんですね。国保被保険者証が今年度からは各世帯の個別

の交付になっておりまして、私はこれはとても効果があるだろうと思っております。というのは、こういうのはこの3年間で極端に今年が上がっているわけですが、新しいガイド手帳には健康診断のいわゆる40歳以上の特別診断書というのが、既についておりますので病院に行くだけでこれは使えるんじゃないかという効果があると思います。これでそういう方法で国保被保険者証がいわゆる厚生年金の皆さんの健康保険被保険者証と全く同じように1人1枚ずつになってきたのが、とてもこれからよくなるのかなと思う反面、3月31日までに支払いができなかった場合のいわゆる未交付者及び短期交付者というものが、どのように今度はそれを対策するかが非常に大きな問題だと思います。今のこれを直接の現年補正に関係ないかと思うんですが、きょう現在というか、この今年度未交付というか、滞納世帯数がどのぐらいあるのか。いわゆる国民健康保険被保険者証未交付世帯の数がありましたら、答弁を求めます。

○ 議長 久田浩也君 福祉保健課長。

○ 福祉保健課長 宮里 晃君 ただいまの質疑にお答えいたします。

保険証につきましては、今年度から世帯全体が記載された保険証から個人式のカード化という形に変更になりました。現在、国保加入世帯が2,066世帯いらっしゃいます。そのうち交付済み世帯が1,781世帯、カード数に挙げますと3,460名の方に交付しております。その中昨日現在、国民健康保険被保険者証の個人カードを交付していない世帯につきましては、285世帯となっております。併せて短期証交付につきましては、103世帯という形になっています。

○ 議長 久田浩也君 11番。

○ 11番 東恩納寛政君 課長の答弁で理解しています。今回の3億1,738万円、これを23年水準あるいはもっと前の水準に戻すための手立てをこれから考えていかないといけないと思うんですが、今新しい課長の方法の中にもまたあるかと思えます。以前に一般質問にもやった記憶があるんですが、その40歳以上の受診のカウントの中に北部病院が入っていないというのがとても気になっておりまして、北部病院で受診しているいわゆる今婦仁村民は健康保険のための受診のカウントに数えられないというのが、今現状です。前にもあったんですが、これは要請もしていると思えますが、今回このようなことも含めて、この補正額の減額ですね、当初の額に補正しなくても戻るようなところの努力をこれからどのようにしていくのか、1点だけ聞いて終わりたいと思います。今後、ますます増大し、来年が今年以上に補正にならないように、一般財源からの繰上充用にならないようにするための努力としての方法を課長にお伺いしたいと思います。

○ 議長 久田浩也君 休憩いたします。

(休憩時刻 午前10時18分)

○ 議長 久田浩也君 再開いたします。

(再開時刻 午前10時19分)

福祉保健課長。

○ 福祉保健課長 宮里 晃君 ただいまの質疑について、お答えします。

増え続ける国保の赤字の解消に向けましてのご質疑でありましたけれども、歳出が増えている理由につきましては、健診を受けていない新規受診者の重症化によって医療費が高額になっているという原因があります。そういうことを踏まえまして特定健診の受診率、本村に関しては県内でまだまだ中間に位置している状況であります。その受診率を上げること。併せまして、ご指摘のありました医療機関で治療して

いる方が健診を受けられるように県立北部病院での個別受診ができるような体制を重ねてお願いしていきたいというふうに考えております。医療費分析によって、入院の増、そして精神疾患の医療費の増が確認できておりますので、ターゲットを絞った形の保健指導についても重ねて強化していきたいと思っております。

○ 議長 久田浩也君 ほかに質疑ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○ 議長 久田浩也君 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○ 議長 久田浩也君 「討論なし」と認めます。

これから「議案第19号 平成26年度今帰仁村国民健康保険特別会計第1回補正予算について」を採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 議長 久田浩也君 「異議なし」と認めます。

したがって「議案第19号 平成26年度今帰仁村国民健康保険特別会計第1回補正予算について」は、原案のとおり可決されました。

日程第4、「承認第1号 専決処分の承認を求めることについて」を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。副村長。

○ 副村長 大城清紀君

承認第1号

#### 専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定によって別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し承認を求めます。

平成26年5月28日提出

今帰仁村長 與那嶺 幸 人

#### 専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、議会を招集する時間的余裕がないため、次のとおり専決処分する。

## 今帰仁村税条例等の一部を改正する条例

地方税法等の一部を改正する法律（平成26年法律第4号）、地方税法施行令の一部を改正する政令（平成26年政令第132号）及び地方税法施行規則及び航空機燃料譲与税法施行規則の一部を改正する省令（平成26年総務省令第34号）が平成26年3月31日に公布されたことに伴い、今帰仁村税条例（昭和47年条例第22号）等を改正する必要があるが、同条例の改正について議会を招集する時間的余裕がないため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分する。

平成26年3月31日

今帰仁村長 與那嶺 幸 人

次ページ以降、条例改正が載っておりますけれども、これにつきましては、担当課長のほうでポイントについて説明したいと思いますので、よろしく願いいたします。

- 議長 久田浩也君 住民課長。
- 住民課長 田場盛史君 今帰仁村税条例等の一部を改正する条例について、ご説明いたします。

### 今帰仁村税条例等の一部を改正する条例

（今帰仁村税条例の一部改正）

第1条 今帰仁村税条例（昭和47年条例第22号）の一部を次のように改正する。

第23条第2項中「外国法人」を「法の施行地に本店又は主たる事務所若しくは事業所を有しない法人（以下この節において「外国法人」という。）」に、「その事業が行われる場所で地方税法施行令（昭和25年政令第245号。以下「令」という。）第46条の4に規定する場所をもつて」を「恒久的施設（法人税法第2条第12号の18に規定する恒久的施設をいう。）をもつて、」に改め、同条第3項中「令」を「地方税法施行令（昭和25年政令第245号。以下「令」という。）」に改める。

第33条第5項中「第23条第1項第16号」を「第23条第1項第17号」に改める。

第34条の4中「100分の12.3」を「100分の9.7」に改める。

第34条の7第1項中「第347条の7第1項第1号」を「第314条の7第1項第1号」に改める。

第48条第2項中「法の施行地に」の次に「本店若しくは」を加え、「法の施行地外にその源泉がある所得について」を削り、同条第5項中「第74条第1項」の次に「又は第144条の6第1項」を加え、「第145条」を「第144条の8」に改める。

第52条第1項中「第74条第1項」の次に「又は第144条の6第1項」を加える。

第57条及び第59条中「第10号の7」を「第10号の9」に改める。

第82条第1号ア中「1,000円」を「2,000円」に改め、同号イ中「1,200円」を「2,000円」に改め、同号ウ中「1,600円」を「2,400円」に改め、同号エ中「2,500円」を「3,700円」に改め、同条第2号アを次のように改める。



ア 軽自動車

2輪のもの（側車付のものを含む。）	年額 3,600円
3輪のもの	年額 3,900円
4輪以上のもの	
乗用のもの	
営業用	年額 6,900円
自家用	年額10,800円
貨物用のもの	
営業用	年額 3,800円
自家用	年額 5,000円

第82条第3号中「4,000円」を「6,000円」に改める。

附則第4条の2中「第40条第3項後段（同条第6項から第10項まで）の次に「及び第11項（同条第12項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）」を加え、「公益法人等（同条第6項から第10項まで）」を「公益法人等（同条第6項から第11項まで）」に、「を同法第40条第3項」を「を同条第3項」に、「租税特別措置法第40条第6項から第10項まで」を「同法第40条第6項から第11項まで」に改める。

附則第6条を次のように改める。

第6条削除

附則第6条の2及び第6条の3を削る。

附則第7条の4中「附則第20条の2第1項」を「附則第20条第1項」に改める。

附則第8条第1項中「平成27年度」を「平成30年度」に改める。

附則第10条の2の見出し中「附則第15条第2項第6号」を「附則第15条第2項第1号」に改め、同条第3項中「附則第15条第37項」を「附則第15条第34項」に改め、同項を同条第6項とし、同条第2項中「附則第15条第9項」を「附則第15条第8項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第1項を同条第4項とし、同項の前に次の3項を加える。

法附則第15条第2項第1号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の1とする。

2 法附則第15条第2項第2号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。

3 法附則第15条第2項第3号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。

附則第10条の2に次の2項を加える。

7 法附則第15条第37項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。

8 法附則第15条第38項に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。

附則第10条の3に次の1項を加える。

9 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第11項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に

関する法律（平成7年法律第123号）第7条又は附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第24項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して村長に提出しなければならない。

- (1) 納税義務者の住所及び氏名又は名称
- (2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積
- (3) 家屋の建築年月日及び登記年月日
- (4) 耐震改修が完了した年月日
- (5) 施行規則附則第7条第11項に規定する補助の算定の基礎となつた当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修に要した費用
- (6) 耐震改修が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかつた理由

附則第16条を次のように改める。

（軽自動車税の税率の特例）

第16条 法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税に係る第82条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第82条第2号ア	3,900円	4,600円
	6,900円	8,200円
	10,800円	12,900円
	3,800円	4,500円
	5,000円	6,000円

附則第17条の2第1項及び第2項中「平成26年度」を「平成29年度」に改める。

附則第19条第1項中「第33条及び第34条の3」を「第33条第1項及び第2項並びに第34条の3」に改める。

附則第19条の2第2項中「租税特別措置法」を「第37条の10第1項」に、「租税特別措置法第37条の11第6項の規定により読み替えて準用される同法」を「第37条の11第1項」に改める。

附則第19条の3第2項中「同法第37条の11の3第2項に規定する上場株式等」を「株式等」に改め、「取得をしたものと」の次に「、同項第2号に掲げる贈与又は相続若しくは遺贈により払出しがあつた非課税口座内上場株式等」を取得した村民税の所得割の納税義務者については、当該贈与又は相続若しくは遺贈の時に、その払出し時の金額をもつて当該非課税口座内上場株式等と同一銘柄の株式等を取得したものと」を加える。

附則第21条第1項を次のように改める。

第56条の規定は、法第348条第2項第9号、第9号の2又は第12号の固定資産について法附則第41条第3項の規定の適用を受けようとする一般社団法人又は一般財団法人について準用する。この場合において、

第56条中「公益社団法人若しくは公益財団法人」とあるのは、「法附則第41条第3項に規定する一般社団法人若しくは一般財団法人」と読み替えるものとする。

附則第21条第2項を削る。

附則第21条の2中「附則第41条第15項各号」を「附則第41条第9項各号」に改め、同条第1号及び第2号中「附則第41条第15項」を「附則第41条第9項」に改め、同条第2号中「イ」を「ア」に、「ロ」を「イ」に、「ハ」を「ウ」に改める。

附則第22条から第23条までを削る。

附則第24条を附則第22条とし、附則第25条を附則第23条とする。

(今帰仁村税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 今帰仁村税条例の一部を改正する条例(平成25年条例第16号)の一部を次のように改正する。

附則第20条の5を削る改正規定の次に次のように加える。

附則第21条の2中「附則第41条第9項各号」を「附則第41条第8項各号」に改め、同条第1号及び第2号中「附則第41条第9項」を「附則第41条第8項」に改める。

附則第1条第2号中「第7条の4第1項」を「第7条の4」に、「16条の3」を「第16条の3」に改め、「改正規定」の次に「(附則第20条の4第5項第3号の改正規定中「に係る」の次に「利子所得の金額又は」を加える部分を除く。)」を加える。

附則第2条第1項中「旧租税特別措置法」を「所得税法等の一部を改正する法律(平成25年法律第5号)第8条の規定による改正前の租税特別措置法(昭和32年法律第26号)」に改め、同条第2項中「村民税条例」を「村税条例」に改め、「地方税法」の次に「(昭和25年法律第226号)」を加える。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成26年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条中村税条例第34条の4の改正規定及び次条第7項の規定 平成26年10月1日
- (2) 第1条中村税条例附則第4条の2及び第19条の3第2項の改正規定、第22条から第23条までを削る改正規定並びに附則第24条を附則第22条とし、附則第25条を附則第23条とする改正規定並びに次条第2項及び第3項の規定 平成27年1月1日
- (3) 第1条中村税条例第82条の改正規定並びに附則第4条及び第6条(第1条の規定による改正後の村税条例(以下「新条例」という。)附則第16条に係る部分を除く。)の規定 平成27年4月1日
- (4) 第1条中村税条例第23条、第48条、第52条第1項及び附則第16条の改正規定並びに次条第6項、附則第5条及び第6条(新条例附則第16条に係る部分に限る。)の規定 平成28年4月1日
- (5) 第1条中村税条例第33条第5項、附則第7条の4、第19条第1項及び第19条の2第2項の改正規定 平成29年1月1日
- (6) 第1条中村税条例第57条及び第59条の改正規定 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)の施行の日

(村民税に関する経過措置)

第2条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中個人の村民税に関する部分は、平成26年度以後の年度分の個人の村民税について適用し、平成25年度分までの個人の村民税については、なお従前の例による。

2 新条例附則第4条の2の規定は、平成27年度以後の年度分の個人の村民税について適用し、平成26年度分までの個人の村民税については、なお従前の例による。

3 新条例附則第19条の3第2項の規定は、平成27年度以後の年度分の個人の村民税について適用する。

4 新条例第33条第5項、附則第7条の4及び第19条第1項の規定は、平成29年度以後の年度分の個人の村民税について適用し、平成28年度分までの個人の村民税については、なお従前の例による。

5 新条例附則第19条の2第2項の規定は、平成29年度以後の年度分の個人の村民税について適用する。

6 次項に定めるものを除き、新条例の規定中法人の村民税に関する部分は、附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の村民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の村民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の村民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の村民税については、なお従前の例による。

7 新条例第34条の4の規定は、附則第1条第1号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の村民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の村民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の村民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の村民税については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成26年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成25年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 新条例附則第10条の2第1項の規定は、平成26年4月1日以後に取得される地方税法等の一部を改正する法律（平成26年法律第4号）第1条の規定による改正後の地方税法（昭和25年法律第226号。以下「新法」という。）附則第15条第2項第1号に規定する施設又は設備に対して課すべき平成27年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

3 新条例附則第10条の2第2項の規定は、平成26年4月1日以後に取得される新法附則第15条第2項第2号に規定する施設又は設備に対して課すべき平成27年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

4 新条例附則第10条の2第3項の規定は、平成26年4月1日以後に取得される新法附則第15条第2項第3号に規定する施設又は設備に対して課すべき平成27年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

5 新条例附則第10条の2第7項の規定は、平成26年4月1日以後に取得される新法附則第15条第37項に規定する設備に対して課すべき平成27年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

6 新条例附則第10条の2第8項の規定は、平成26年4月1日以後に取得される新法附則第15条第38項に規定する機器に対して課すべき平成27年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

7 新条例附則第10条の3第9項の規定は、平成26年4月1日以後に耐震改修が行われる同項に規定する耐震基準適合家屋に対して課すべき平成27年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

(軽自動車税に関する経過措置)

第4条 新条例第82条の規定は、平成27年度以後の年度分の軽自動車税について適用し、平成26年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

第5条 新条例附則第16条の規定は、平成28年度以後の年度分の軽自動車税について適用する。

2 平成15年10月14日前に初めて道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第60条第1項後段の規定による車両番号の指定を受けた3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税に係る新条例附則第16条の規定の適用については、同条中「受けた月」とあるのは、「受けた月の属する年の12月」とする。

第6条 平成27年3月31日以前に初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定を受けた3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税に係る新条例第82条及び新条例附則第16条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

新条例第82条第2号ア	3,900円	3,100円
	6,900円	5,500円
	10,800円	7,200円
	3,800円	3,000円
	5,000円	4,000円
新条例附則第16条の表以外の部分	第82条	村税条例の一部を改正する条例（平成26年条例第5号。以下この条において「平成26年改正条例」という。）附則第6条の規定により読み替えて適用される第82条
新条例附則第16条の表第82条第2号アの項	第82条第2号ア	平成26年改正条例附則第6条の規定により読み替えて適用される第82条第2号ア
	3,900円	3,100円
	6,900円	5,500円
	10,800円	7,200円
	3,800円	3,000円
	5,000円	4,000円

本条例では平成26年の地方税法一部改正に伴い、平成26年3月31日付で総務省自治税務局から示された市町村税分等の一部改正についての準則に基づきまして、改正をいたしました。それでは、改正条文の説明をいたしますが、お配りしております今帰仁村税条例等の一部改正する条例と新旧対象条文に基づきまして、改正内容の説明をいたします。適用条項の改正による字句の訂正や条項の整備等については、説明

を省略し、村の税業務の遂行と納税者と密接に関わりのある主な改正事項について、その概要を説明したいと思います。主な改正点といたしまして、法人の住民税、法人税割の税率の改正及び軽自動車税の税率の改正と重課の特例措置の創設。そして固定資産税の一部改正、以上の3点が主な改正の概要となります。

まず法人の住民税の一部改正について。

○ 議長 久田浩也君 休憩いたします。 (休憩時刻 午前10時25分)

○ 議長 久田浩也君 再開いたします。 (再開時刻 午前10時25分)

住民課長。

○ 住民課長 田場盛史君 新旧対象条文の2ページでございます。地方法人課税の偏在是正のための措置として、消費税率8%段階において、法人住民税、法人税割税率が現行の12.3%から9.7%に改正されます。この改正は平成26年10月1日以後に開始する事業年度から適用されます。また、税率の引き下げに伴う税収については、新たに地方法人税を国税として創設し、その税収の全額を地方交付税の原資とすると示されています。これについては27年度から該当ということになります。

次に、新旧対象条文のページ5と6、それから17ページの説明になります。軽自動車税の一部改正について。平成27年4月1日以後に最初の新規検査を受ける軽四輪車等及び小型特殊自動車等の標準税率を自家用乗用車にあっては1.5倍、その他の区分の車両にあっては1.25倍に引き上げられます。また、グリーン化を進める観点から最初の新規検査を受けた月から起算して、14年を経過した車両については標準税率がおおむね20%の重課されます。重課については新旧対象条文の17ページになります。車種ごとの標準税率及び重課の税率については、原動機付自転車50cc以下のものが現行の1,000円から2,000円に、50cc超90cc以下については、現行の1,200円から2,000円に。90cc超120cc以下のものは現行1,600円から2,400円に。それからミニカーについては、現行2,500円から3,700円に。軽二輪の125cc超250cc以下は現行2,400円から3,600円に。250ccを超える小型二輪については、現行4,000円から6,000円に引き上げられます。なお、これらの軽乗用車等については、重課はございません。

次に、軽自動車の三輪の標準の税率及び重課の税率について。現行3,100円から3,900円に引き上げて、重課は4,600円となります。四輪以上の乗用車で自家用については、現行7,200円から1万800円へ引き上げられ、重課は1万2,900円に。同じく営業用については、現行5,500円から6,900円に引き上げられ、重課は8,200円となります。四輪以上の貨物で自家用については、現行4,000円から5,000円に引き上げられ、重課は6,000円に。営業用については、3,000円から3,800円に引き上げられ、重課は4,500円となります。

次に、新旧対象条文の16ページになります。固定資産税の一部改正についてですね。平成26年4月1日から平成29年3月31日までに政府の補助で総務省令で定めるものを受けて、耐震改修が行われたもので耐震基準に適合することにつき、総務省令で定めることにより証明されたもので、建築基準法施行令第3章及び第5章の4に規定する基準、または国土交通大臣が総務大臣と協議して定める地震に対する安全性に係る基準により、耐震改修が行われた既存の建築物に係る減額措置が創設され、対象建築物について税額を改修工事が完了した年の翌年度から2年度分を2分の1に減額する。ただし、税額が改修費用の5%を超える場合には改修費用の2.5%の額が減額の対象となる改正となっております。

以上、承認第1号につきまして、ご説明いたしました。よろしく申し上げます。

○ 議長 久田浩也君 これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○ 議長 久田浩也君 「質疑なし」と認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○ 議長 久田浩也君 「討論なし」と認めます。

これから「承認第1号 専決処分の承認を求めることについて」を採決いたします。

お諮りいたします。本件は承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 議長 久田浩也君 「異議なし」と認めます。

したがって「承認第1号 専決処分の承認を求めることについて」は、承認することに決定いたしました。

日程第5.「承認第2号 専決処分の承認を求めることについて」を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。副村長。

○ 副村長 大城清紀君

承認第2号

#### 専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定によって別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し承認を求めます。

平成26年5月28日提出

今帰仁村長 與那嶺 幸 人

#### 専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、議会を招集する時間的余裕がないため、次のとおり専決処分する。

#### 今帰仁村国民健康保険税条例の一部を改正する条例

地方税法施行令の一部を改正する政令（平成26年政令第132号）が平成26年3月31日に公布されたことに伴い、今帰仁村国民健康保険税条例（昭和47年条例第46号）を改正する必要があるが、同条例の改正について議会を招集する時間的余裕がないため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分する。

平成26年3月31日

今帰仁村長 與那嶺 幸 人

次ページ以降、説明が載っておりますけれども、担当課長のほうで改正の要点について、説明いたします。よろしくお願ひします。

○ 議長 久田浩也君 福祉保健課長。

○ 福祉保健課長 宮里 晃君 平成26年度今帰仁村国民健康保険税課税減額の改正につきまして、説明いたします。

今帰仁村国民健康保険税のうち、後期高齢者支援金課税及び介護納付金課税額に係る課税限度額を改めるものであります。お手元の資料を読み上げて説明いたします。

#### 今帰仁村国民健康保険税条例の一部を改正する条例

今帰仁村国民健康保険税条例（昭和47年条例第46号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項ただし書中「14万円」を「16万円」に改め、同条第4項ただし書中「12万円」を「14万円」に改める。

第18条第1項中「第24条の37第1項」を「第24条の36」に改める。

第23条中「14万円」を「16万円」に、「12万円」を「14万円」に改め、同条第2号中「（当該納税義務者を除く。）」を削り、同条第3号中「35万円」を「45万円」に改める。

#### 附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

（適用区分）

2 改正後の今帰仁村国民健康保険税条例の規定は、平成26年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成25年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

これにつきましては、低所得者の国保税負担の軽減を図るとともに、後期高齢者の支援金等の課税及び介護納付金課税額に係る税財源を確保するためのものであります。今帰仁村の国民健康保険税課税限度額を法令に合わせて改正する内容となっております。

そして、平成26年度の国民健康保険税の軽減措置につきましても、従前の基準額33万円を45万円に改めておりまして、これにつきましても軽減枠が広がるという形の条例改正となっております。

○ 議長 久田浩也君 これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「質疑なし」の声あり）

○ 議長 久田浩也君 「質疑なし」と認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。



(「討論なし」の声あり)

○ 議長 久田浩也君 「討論なし」と認めます。

これから「承認第2号 専決処分の承認を求めることについて」を採決いたします。

お諮りいたします。本件は承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 議長 久田浩也君 「異議なし」と認めます。

したがって「承認第2号 専決処分の承認を求めることについて」は、承認することに決定いたしました。

日程第6、「報告第4号 専決処分の報告について」を議題といたします。

本件について、提出者の報告を求めます。副村長。

○ 副村長 大城清紀君

報告第4号

#### 専決処分の報告について

地方自治法第180条の第1項の規定によって別紙のとおり、専決処分したので同条第2項の規定によりこれを報告します。

平成26年5月28日提出

今帰仁村長 與那嶺 幸 人

#### 専 決 処 分 書

地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について次のとおり専決処分する。

工 事 名	村道与那嶺諸志線道路改築工事(2工区)
議決された契約の金額	¥51,030,000
専決処分した契約の金額	¥ 1,458,000

理由

消費税増額に伴う増額のため専決処分する。

平成26年3月28日

今帰仁村長 與那嶺 幸 人

次ページ以降、請負契約変更契約書がついておりますので、お目通し願います。以上でございます。

- 議長 久田浩也君 日程第7.「報告第5号 平成26年度沖縄県町村土地開発公社事業計画の報告について」を議題といたします。

本件について、提出者の報告を求めます。副村長。

- 副村長 大城清紀君

報告第5号

#### 平成26年度沖縄県町村土地開発公社事業計画の報告について

地方自治法第243条の3第2項の規定により、平成26年度沖縄県町村土地開発公社事業計画を議会へ提出し報告します。

平成26年5月28日提出

今帰仁村長 與那嶺 幸 人

次ページ以降に平成26年度の事業計画書を添付してございますので、お目通し願います。以上でございます。

- 議長 久田浩也君 これで本日の日程は全部終了いたしました。

会議を閉じます。

平成26年第2回今帰仁村議会臨時会を閉会いたします。

(閉会時刻 午前10時40分)

上記、地方自治法第123条第2項の規定により次に署名する。

今 帰 仁 村 議 会

議 長 久 田 浩 也

署名議員 内 間 利 三

署名議員 與那嶺 篤 哉